

1. 相談・受付

申請を希望する場合は、助成金担当職員にまずはご相談ください。原則、郵送で受付します。ただし、新規申込団体は窓口での受付とします。

相談日：（月～金曜日 9時～17時）※土日祝日は不可

申請書（様式1）と必要書類を下記受付期間内に提出ください。

◆受付期間：

【1. ボランティア活動備品及び物品購入助成金】

【3. 地域の見守り支えあい活動助成金】

【4. あさひ子どもの未来応援助成金】（※）

随時（令和9年1月29日（金）まで）

（※）新規立ち上げ団体は12月18日（金）まで

【2. 周年事業・記念誌発行等助成金】

①5月15日（金）まで ②11月13日（金）まで

2. 審査

「備品及び物品購入」「地域の見守り支えあい」「あさひ子どもの未来応援」助成金は期間内に随時受付し、本会会長決裁とします。

「周年・記念誌発行」については、助成金審査委員会にて、審査します。

3. 決定通知

助成の可否については、事務局（旭区社会福祉協議会）から申請団体あてに通知します。

以下、助成決定団体の流れ

4. 請求書の返送

通知に同封されている請求書（様式2）に必要事項を記入の上、預金通帳のコピー（口座番号・口座名義を確認できる部分）を同封し、指定の締切日までに事務局へご提出ください。

5. 助成金の振込

請求書に基づき、指定の金融機関口座に振込を行います。

※ 事務局からは、振込完了の通知は行いません。各自でご確認ください。

6. 実施

助成を受けたら予定どおり事業実施・物品購入してください。

やむを得ない事情により、内容に変更が生じる場合は、速やかに事務局までご連絡ください。

7. 報告

◆備品購入、周年・記念誌発行、地域の見守り支えあい…購入後、または事業実施後1カ月以内に報告書（様式3）と関連書類を提出。

◆あさひ子どもの未来応援…年度終了後、約1カ月（令和9年4月末）までに報告書（様式3）と関連書類を提出。

※報告書は、決定通知と一緒に配布します。